

交通安全基本計画

昭和61年3月28日

中央交通安全対策会議

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定され、これに基づき第1次、第2次及び第3次の交通安全基本計画を作成し、昭和46年度以降、国の関係行政機関、地方公共団体、関係民間団体等において各般にわたる交通安全対策が強力に実施されてきた。その結果、陸上、海上及び航空交通の安全対策は、着実な進展を続けてきたが、近年、道路交通事故による死傷者数は増加する傾向にあり、今後のくるま社会の進展を考えれば、一層多くの死傷者が生じることが予想される。また、鉄軌道、海上及び航空交通においては、事故件数はおおむね減少傾向にあるものの、一たび交通事故が発生した場合には、事故の大型化は避けられず、多数の死傷者を生ずるおそれがある。こうしたことから、交通事故の防止は、従来にも増して、国及び地方公共団体並びに国民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、引き続き、人命尊重の理念の下に、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力で推進していかなければならない。

この交通安全基本計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第22条第1項の規定に基づき、昭和61年度から昭和65年度まで

の5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この交通安全基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

交通の安全に関する施策は、以下に定めるように各方面にわたっているが、これらの施策は相互に密接な関連を有するので、有機的な関連を保たせ、総合的かつ効果的に実施することが肝要である。また、同時に交通安全に関する施策は、国民生活に直接に係るものが多いので、施策の推進に当たっては、国民の十分な理解を求めるとともに、国民の積極的な協力を得て、その効果を高めるよう努めることが必要である。

なお、交通の安全に間接的に影響する施策の運用についても、交通の安全を直接の目的とする施策と一体となって交通の安全に資することとなるよう、適切な配慮を行うものとする。